

## 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律について

経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課

昨年5月、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が国会において可決、成立した。本法律は、高レベル放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施するため、最終処分費用の拠出制度、最終処分を実施する主体の設立、拠出金の管理を行う法人の指定等の制度化を行うものである。本法律の概要は以下のとおりである。

### (1) 基本方針、最終処分計画

経済産業大臣は、特定放射性廃棄物の最終処分について、概要調査地区等の選定、国民・関係住民の理解促進、最終処分の実施等に関する基本的な方向性を定める「基本方針」及び、今後の特定放射性廃棄物の発生見込み、概要調査地区等の選定時期等に関する具体的な計画を定める「最終処分計画」を策定する。昨年9月には、「基本方針」「最終処分計画」についてパブリックコメントを募集し広く国民の意見を聴いた後、原子力委員会・原子力安全委員会の意見を聴き、閣議決定を行ったところである。

### (2) 最終処分実施主体及び資金管理主体

本法律では、経済産業大臣の認可を受けて設立される原子力発電環境整備機構（以下「機構」）が特定放射性廃棄物の最終処分等を行うこととされている。昨年10月18日には、電気事業者等が中心となって申請していた「原子力発電環境整備機構」の設立が認可されたところ。また、本法律では、機構に納付された拠出金は、経済産業大臣が指定する資金管理主体が管理することと定めている。昨年11月1日には、経済産業大臣が「（財）原子力環境整備促進・資金管理センター」を資金管理主体として指定した。

### (3) 概要調査地区等の選定

本法律では、最終的に処分施設を立地する場所の選定に至るまでに、概要調査地区の選定、精密調査地区の選定、最終処分施設建設地の選定という3段階のプロセスを経ることを定めている。また、経済産業大臣は、概要調査地区等の所在地を最終処分計画において定める場合には、関係都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、十分尊重しなければならないこととされている。なお、最終処分計画においては、平成20年代前半を目途に精密調査地区を選定し、平成30年代後半を目途に最終処分施設建設地を選定し、平成40年代後半を目途に最終処分を開始するものと定めている。

### (4) 拠出金

発電用原子炉設置者（原子炉を有する電気事業者、核燃料サイクル開発機構等）は、特定放射性廃棄物の最終処分に必要な費用に充てるため、毎年、機構に対し、拠出金を納付しなければならない。拠出金の額は、経済産業大臣が定める特定放射性廃棄物1本当たりの処分単価を基礎として算定される。現在、約4万本の特定放射性廃棄物の最終処分費用は約2.9兆円と見積もられており、処分単価は3591万7千円とされている。本年1月及び3月には、第1回（約644億円）及び第2回（386億円）の拠出金の納付が行われた。

本法律の成立は、今後、長期間にわたり実施される特定放射性廃棄物の最終処分事業の第一歩に過ぎず、今後、概要調査地区等の選定や安全規制の検討等の諸課題が残っている。特に、概要調査地区等の選定や最終処分の実施を円滑に実現するには、情報公開の徹底により、関係住民及び国民の理解を協力を得ることが極めて重要である。また、国、機構、発電用原子炉設置者その他の関係機関が適切な役割分担と相互の連携の下で、それぞれの責務を果たしていくことが重要である。

さらに、安全規制の問題については、本法律において「別に法律で定める」と規定されており、今後、最新の知見を踏まえて、原子力安全委員会等で検討が行われていくこととなる。また、一層の知見の蓄積のため、安全性に係る技術開発等が行われていくことが必要である。

